

## 【タイ】 商標法案の改正について

2016年3月23日

ジェットロ・バンコク事務所

2月29日、商務省は、商標法の改正法案が国家立法議会（NLA）により先月可決された旨を発表した。改正法案の骨子は以下のとおりであり、マドリッド協定への加盟、音の商標の認可等を含むものとなっている。

- ・音商標保護制度の導入
- ・知的財産局指令（オフィスアクション）への回答期限の短縮
- ・多区分指定出願の受理
- ・連合商標制度の廃止
- ・商標更新手続猶予期間の見直し
- ・マドリッド協定への調和のための特定事項調整

改正法案は国王による承認後、90日間の官報公示を経て施行され、マドリッド協定への加盟は年内にも完遂される見通しとなっている。

情報公開日

2016年2月29日

URL等

[http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com\\_content&view=article&id=1848:2016-02-29-08-23-24&catid=8&Itemid=332](http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com_content&view=article&id=1848:2016-02-29-08-23-24&catid=8&Itemid=332)

本内容は、日本貿易振興機構が2016年3月現在TMI Associates (Singapore) LLPより入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。